

緊急治安対策プログラムの推進に関する 総合評価書の要旨

< 評価書策定の経緯 >

「緊急治安対策プログラム」は平成15年8月、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、警察庁が策定したもの。同プログラムでは、おおむね3年程度を目途として、記載された施策の実現に向けて取組みを進めることとされた。

「緊急治安対策プログラムの推進」については、16年から18年までの3年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとされ、18年末をもって同プログラムの策定から約3年半が経過した。

この評価書は、同プログラムに盛り込まれた全施策について、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析することを目的として取りまとめたもの。

< 「緊急治安対策プログラム」の6つの柱 >

犯罪抑止のための総合対策
組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策
テロ対策とカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）
サイバー犯罪及びサイバーテロ対策
新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策
治安基盤の確立

報告書の概要は、次のとおり。

第1 犯罪抑止のための総合対策

1 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進（10頁～）

例) 交番機能の強化

【実施事項】

平成15年12月、都道府県警察に対し、交番の配置人員の見直し及び交番の配置の見直し、交番相談員や警ら用無線自動車の活用による交番に対する支援機能の充実等を通じ、「空き交番」を解消し、交番機能の強化を図るよう指示。さらに、各都道府県警察の進捗状況に応じて指導

【政策効果等の分析】

交番勤務員の配置の見直し、交番の配置の見直し、交番相談員の活用等を進めた結果、1交番当たりの交番勤務員の平均配置人員が増加し（13年：6.6人 18年：7.6人）、交番相談員の配置箇所も増加（13年：2,090箇所 18年：4,550箇所）。19年4月には、「空き交番」の数が0箇所となった。

【評価】

「空き交番」が解消されるなど、交番機能の強化が図られた。主な街頭犯罪及び主な侵入犯罪の認知件数が減少していることから、他の街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策と相まって、高い効果があったものと認められる。

2 深刻化する少年犯罪への対応（21頁～）

例) 出会い系サイト対策の推進

【実施事項】

平成15年8月に出会い系サイト規制法の適正かつ効果的な運用について、17年7月には非行防止教室等を活用したフィルタリング・ソフト又はサービスの利用促進等について、都道府県警察に指示。18年12月に「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」において、「最終報告書」を取りまとめ

【政策効果等の分析】

12年から14年まで増加してきた出会い系サイトに関係した事件の被害者数は、14年を頂点に、いったんは減少したが、18年には被害者数が再び増加に転ずるとともに、被害者に占める児童の割合も80%を超えている。

【評価】

出会い系サイト対策に一定の効果が認められるものの、18年には被害者数が増加に転じており、今後とも、出会い系サイトに関係した事件の検挙に努めるとともに、出会い系サイト事業者に対する指導の継続、出会い系サイトの危険性及び利用禁止等についての広報啓発の促進、フィルタリング・ソフト又はサービスの普及啓発等の強化を図ることが必要

3 重要犯罪等に対する捜査の強化（29頁～）

例) 高度なDNA型鑑定への導入及び積極的活用

【実施事項】

平成15年8月にDNA型自動分析装置を用いた高度な鑑定法を導入し、16年12月に遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始。17年9月には、新たに制定したDNA型記録取扱規則に基づき、DNA型記録検索システムの運用を開始。18年11月には、DNA型記録取扱規則の一部改正により記録対象に追加された座位も検査することができる新試薬を導入

【政策効果等の分析】

13年に689件であったDNA型鑑定の実施事件数は、18年は11,819件まで増加。18年12月までにDNA型データベースにより、674人、910事件の被疑者を確認

【評価】

DNA型鑑定が重要犯罪等の捜査に積極的に活用され、被疑者の確認等に着実な効果を上げているものの、新型のDNA型自動分析装置は21都道府県に整備されているにとどまり、更なる整備が必要

第2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策（38頁～）

例) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

【実施事項】

17年9月に、関係行政機関と連携した繁華街・歓楽街対策の推進を指示するなど、都道府県警察に対して、入国管理局との緊密な連携、合同摘発の恒常化等を指導

【政策効果等の分析】

13年に5,979人であった入国管理局との合同摘発人員は、18年に12,101人まで増加。13年に1,819人であった入管法第65条を活用した検挙等人員は、18年に6,647人まで増加

【評価】

入国管理局等との連携により入管法違反事件の検挙件数等が増加したものの、暴力団等との連携、巧妙化が進む来日外国人犯罪組織については、更に対策が必要

第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）

1 情報収集・分析機能の強化（49頁～）

例）外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

【実施事項】

平成16年4月、警察庁に国際テロ対策及びカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）等に関する事務を行う外事情報部を設置。18年4月、外事課に拉致問題対策室を設置し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案の全容解明に向けた取組みを強化

【政策効果等の分析】

外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な情報交換等を実施

【評価】

外事情報部を設置した結果、これまでカウンターパートとしていなかった機関からも新たに情報交換の申出を受けるなど、外国治安情報機関等との緊密な協力関係の構築等が推進されたと認められるものの、実務担当者による情報交換についても更なる充実を図ることが必要

2 事案対処態勢等の強化（52頁～）

例）国際テロ特別機動展開部隊（仮称）の設置等

【実施事項】

平成16年8月、「国際テロリズム緊急展開班（TRT-2: Terrorism Response Team Tactical Wing for Overseas）」を発足

【政策効果等の分析】

TRT-2は、16年9月にインドネシア、同年10月にイラク、17年10月にインドネシアに、それぞれ派遣され、情報収集、捜査支援等を実施

【評価】

TRT-2の設置により、海外で国際テロ等が発生した場合において、当該事案に関する情報収集、現地治安機関等への捜査支援等をよりの確に実施できるようになったと認められるものの、今後とも、常時適切に活動できる態勢を確保する必要があることから、要員の育成、態勢整備等を行うことが必要

第4 サイバー犯罪及びサイバーテロ対策（57頁～）

例）国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

【実施事項】

平成16年4月、警察庁生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置。16年4月、警察法の改正により、情報技術の解析が国の統轄事務と整理。18年6月にはインターネット・ホットラインセンターの運用を開始するなど、インターネット上の違法・有害情報対策を推進

【政策効果等の分析】

13年に1,339件であったサイバー犯罪の検挙件数は、18年には4,425件まで増加。一方で、サイバー犯罪等に関する相談は高い水準にある。また、インターネット・ホットラインセンターが削除依頼を行った違法・有害情報のうち、782件が削除された。

【評価】

情報技術犯罪対策課の設置等により、サイバー犯罪に迅速かつ的確に対応することが可能となるなどの効果が認められるものの、サイバー犯罪が年々増加していることなどから、今後とも、サイバー犯罪の捜査体制及び捜査力の強化に努めるとともに、インターネット上の違法・有害情報対策を更に強化することが必要

第5 新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策

(65頁～)

例) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

【実施事項】

平成16年6月、道路交通法が一部改正され、共同危険行為等の禁止等に係る規定が整備。これを受け、16年8月、都道府県警察に対し効果的な取締りを指示

【政策効果等の分析】

暴走族による共同危険行為等の検挙件数・人員は増加し、暴走族構成員数及び暴走族に関する110番通報件数は減少

【評価】

暴走族構成員及び暴走族に関する110番通報件数の減少に効果を発揮し、他の対策と相まって交通事故死者数等の減少につながっていると認められるものの、成人を中心とした「旧車會」と称するグループが集団暴走を行うなど新たな動向が認められることから、今後とも、的確な指導取締りを推進することが必要

第6 治安基盤の確立

1 人的基盤の強化等(72頁～)

例) 地域警察官の増員等

【実施事項】

地方警察官については、平成16年度3,150人、17年度3,500人、18年度3,500人を増員

【政策効果等の分析】

戦後最多の刑法犯認知件数を記録した平成14年と比べ、18年は刑法犯認知件数が約80万件(28%)減少するなど、他の諸施策と相まって、犯罪の情勢に歯止めを掛け、治安の回復に一定の効果をもたらしつつある。

【評価】

地方警察官の増員等は、他の諸施策と相まって、犯罪の情勢に歯止めを掛け、治安の回復に一定の効果をもたらしつつあると認められるものの、治安情勢は依然として厳しく、新規採用警察官の速やかな第一線への配置、退職警察官の活用、警察庁職員の増員等を図ることが必要

2 留置施設の整備等(75頁～)

例) 留置施設の過剰収容の解消

【実施事項】

警察署の新築・増築時に十分な規模の留置施設を整備するとともに、被留置者を収容する専用施設(単独留置施設)の建設を推進

【政策効果等の分析】

13年4月に18,171人であった全国の留置施設の収容基準人員は、18年4月には20,205人まで増加。一方、13年4月に67.0%であった収容率は、18年4月には70.3%に増加

【評価】

収容基準人員の増加は進んでいるものの、依然として留置施設の収容力不足は深刻であり、引き続き警察署の新築等に伴う留置施設の整備、単独留置施設の建設等を推進するとともに、拘置所等刑事施設への早期移送を要請するなどの対策も併せて講じていくことが必要

3 治安関係機関との連携（78頁～）

例) 水際対策強化のための関係省庁との連携

【実施事項】

関係省庁からなる密輸出入取締対策会議（平成16年11月17日）への参画を始め、薬物乱用対策推進本部の「薬物乱用防止新五か年戦略」等に沿った関係省庁との連携強化を図る諸施策を推進。16年1月に内閣官房に設置された空港・港湾水際危機管理チームに参画し、国際空港・港湾における関係機関との連携を強化

【政策効果等の分析】

各都道府県警察において、税関、海上保安庁等との合同訓練、情報交換等を積極的に実施しているほか、薬物・銃器の大量密輸入事件の検挙事例も見られる。

【評価】

関係機関相互の連絡手段及び連絡網が構築され、事案発生時の態勢が確立されつつあると認められるものの、暴力団及び来日外国人等の関与が増加し、隠匿方法が巧妙化するなど、依然として組織的な薬物・銃器密輸事犯が深刻であることから、引き続き、関係機関と連携した水際対策のための取組みを強化することが必要

4 警察の業務の在り方の見直し等（84頁～）

例) 警察の業務の在り方の見直し

【実施事項】

平成15年10月、警察庁に課長補佐クラスのワーキンググループを設置し、業務の在り方の見直しについて具体的な検討作業を開始。16年12月、警察庁に総括審議官を長とする委員会を設置し、業務の在り方の見直しに係る検討体制を強化。19年7月に、取組み結果を各都道府県警察に通知

【政策効果等の分析】

意見交換会の実施等により、都道府県警察の要望を的確に把握して検討した結果、犯人性が明白で軽微な事件の処理の合理化、少年事件の簡易送致基準の見直し、入国管理局の閉庁日の運用の見直し、遺失物の取扱いの合理化等が実現した。一部の項目については、中長期的検討を行うこととされた。

【評価】

警察庁に委員会等を設置して検討体制を確保したことにより、取組状況を一元的に点検することが可能となり、見直しの実現につながったと認められるものの、時代のすう勢に合わせた第一線の業務の在り方は絶えず変化することから、今後も、中長期的検討を行うこととされた項目について引き続き検討を行うとともに、持続的な見直しを行うことが必要

<まとめ>

我が国は、治安再生に向け、着実に歩を進めつつあるものの、国民が真に安全・安心を享受することができる社会を実現するまでには、依然として重大な課題が残されている。しかも、こうした残された課題については、「緊急治安対策プログラム」等によりこれまで進めてきた緊急対策だけでは必ずしも解決が容易ではなく、例えば、暴力団の存立を支える資金源や犯罪の敢行を容易にする犯罪インフラといった、治安再生を阻む根元的要因があるものもあると考えられる。

警察庁としては、この評価書による評価の結果を踏まえ、今後とも、都道府県警察と共にこれまで進めてきた対策を強化するとともに、残された課題の分析及びその対策の検討を進め、関係機関・団体や国民とも連携して、真の治安再生に向けた取組みを強力に推進することとする。